

武蔵野市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月6日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市消防団に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市消防団に関する条例（昭和27年4月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明																																	
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 年齢18歳未満の者及び年齢60歳以上の者</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">団長及び副団長 (略)</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>177,100 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">副分団長から役員以外の団員まで (略)</td> </tr> <tr> <td>火災等出動</td> <td>1回</td> <td>3,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	団長及び副団長 (略)			分団長	年額	177,100 円	副分団長から役員以外の団員まで (略)			火災等出動	1回	3,700円	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 年齢18歳未満の者及び年齢60歳以上の者。<u>ただし、</u> <u>団長、副団長及び本部分団長（第9条に規定する分団の長と同等の本部における職をいう。）は、年齢18歳未満の者及び年齢65歳以上の者とする。</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">団長及び副団長 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>本部分団長</u> <u>及び分団長</u></td> <td>年額</td> <td>177,100 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">副分団長から役員以外の団員まで (略)</td> </tr> <tr> <td><u>災害出動者</u> <u>（大規模災害等）</u></td> <td>日額</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td><u>災害出動者</u></td> <td>1回</td> <td>3,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	団長及び副団長 (略)			<u>本部分団長</u> <u>及び分団長</u>	年額	177,100 円	副分団長から役員以外の団員まで (略)			<u>災害出動者</u> <u>（大規模災害等）</u>	日額	8,000円	<u>災害出動者</u>	1回	3,700円	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p> <p>字句の改正</p>
区分	単位	金額																																	
団長及び副団長 (略)																																			
分団長	年額	177,100 円																																	
副分団長から役員以外の団員まで (略)																																			
火災等出動	1回	3,700円																																	
区分	単位	金額																																	
団長及び副団長 (略)																																			
<u>本部分団長</u> <u>及び分団長</u>	年額	177,100 円																																	
副分団長から役員以外の団員まで (略)																																			
<u>災害出動者</u> <u>（大規模災害等）</u>	日額	8,000円																																	
<u>災害出動者</u>	1回	3,700円																																	

<table border="1"> <tr> <td>者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練出動者</td> <td>1回</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>前2項に掲げる者のほか、団長又は分団長の命令による出動者</td> <td>1回</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	者			訓練出動者	1回	2,500円	前2項に掲げる者のほか、団長又は分団長の命令による出動者	1回	2,500円		<table border="1"> <tr> <td>(大規模災害等以外)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練出動者</td> <td>1回</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>前3項に掲げる者のほか、団長又は分団長の命令による出動者</td> <td>1回</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>	(大規模災害等以外)			訓練出動者	1回	3,000円	前3項に掲げる者のほか、団長又は分団長の命令による出動者	1回	3,000円		<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
者																						
訓練出動者	1回	2,500円																				
前2項に掲げる者のほか、団長又は分団長の命令による出動者	1回	2,500円																				
(大規模災害等以外)																						
訓練出動者	1回	3,000円																				
前3項に掲げる者のほか、団長又は分団長の命令による出動者	1回	3,000円																				
<p>備考</p> <p>1 <u>火災</u>による出動をしたが誤報によるものであった場合その他これに準ずると団長が認める場合の当該出動をした者の報酬は、<u>火災等出動者</u>の項の規定にかかわらず、出動1回につき、2,500円を限度として市長が別に定める額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>		<p>備考</p> <p>1 <u>災害</u>による出動をしたが誤報によるものであった場合その他これに準ずると団長が認める場合の当該出動をした者の報酬は、<u>災害出動者(大規模災害等)及び災害出動者(大規模災害等以外)</u>の項の規定にかかわらず、出動1回につき、2,500円を限度として市長が別に定める額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>		<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>																		

付 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に出動する者について適用し、同日前に出動した者については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員の報酬を改めるほか、所要の改正をするものである。